

■市区町村が負担する医療費助成該当者とは？

市区町村から交付される「医療証」、「受給者証」等をお持ちのかたです

「医療証」等を医療機関・薬局で提示すると、医療費の自己負担額が無料もしくは軽減されます

<市区町村が負担する主な医療費助成>

子どもの医療費助成制度 \*対象年齢や内容は住みの市区町村によって異なります

- ・就学前のお子さまは「乳幼児医療証（マル乳医療証）」
- ・小学生・中学生のお子さまは「子ども医療証（マル子医療証）」
- ・高校生のお子さまは「高校生等医療証（マル青医療証）」

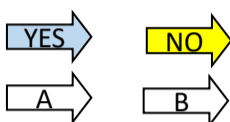
ひとり親家庭等医療費助成制度 \*18歳までのひとり親家庭等の父、母または養育者

重度障がい者医療費助成制度

申請確認フロー

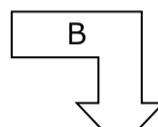
「高額療養費・付加給付金申請書」の申請可否をご自身で判断するための簡易なフローチャートです

(市区町村等から医療費助成を受けている場合は、重複して給付を受けることはできません。公費が優先され給付の対象外となります)



スタート 当てはまる矢印の方向へ進んでください

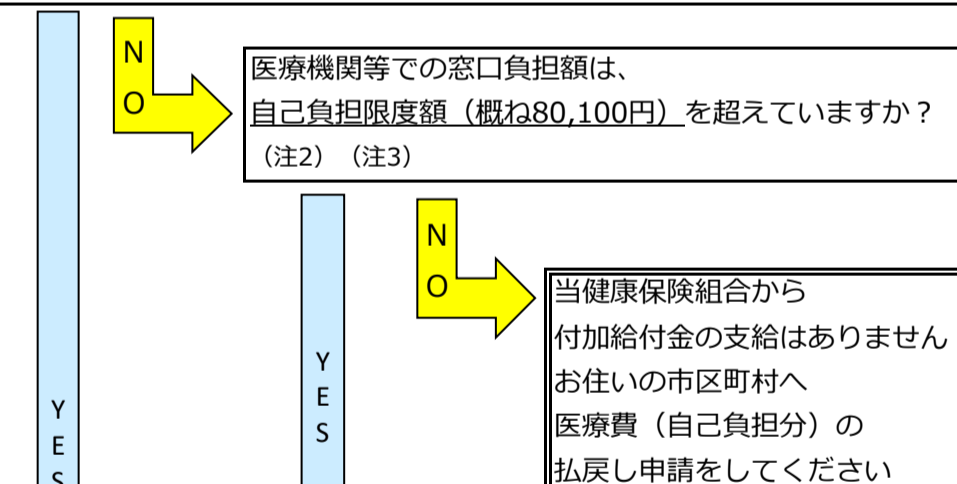
次のAまたはBのどちらに当てはまりますか？  
受診者は市区町村が負担する医療費助成（上記、主な医療費助成参照）の  
A 該当者です（「医療証」・「受給者証」等を持っている）  
B 不該当者です（「医療証」・「受給者証」等を持っていない）



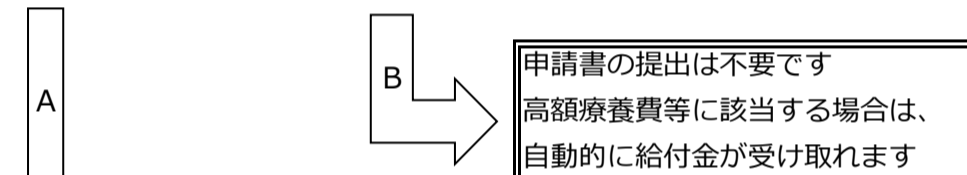
次のいずれかに当てはまりますか？  
・「医療証」等を医療機関等へ提示できなかった（医療証忘れ・交付前）  
・「医療証」等が使用できなかった（都外（県外）医療機関受診など）



次のいずれかに当てはまりますか？  
・「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関等へ提示した  
・「マイナ保険証」で受診し、限度額情報「提供します」を選択した  
・オンライン資格確認対応医療機関等で「限度額区分」の確認に同意した

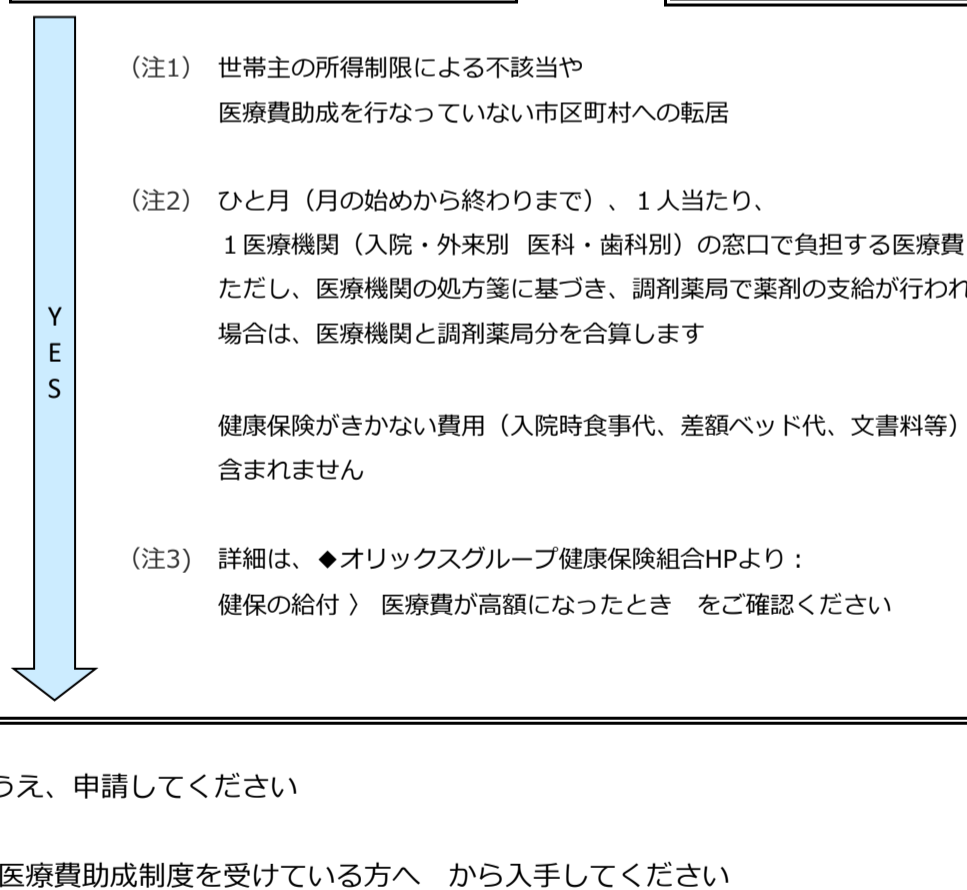


次のAまたはBのどちらに当てはまりますか？  
「医療証」等を持っていない理由は、  
A 受診者は助成対象年齢だが「所得制限」等で不該当となった（注1）  
B 受診者はそもそも医療費助成の対象に当てはまらない



医療機関等での窓口負担額は、20,100円を超えていますか？（注2）

- (注1) 世帯主の所得制限による不該当や医療費助成を行っていない市区町村への転居
- (注2) ひと月（月の始めから終わりまで）、1人当たり、1医療機関（入院・外来別 医科・歯科別）の窓口で負担する医療費 ただし、医療機関の処方箋に基づき、調剤薬局で薬剤の支給が行われた場合は、医療機関と調剤薬局分を合算します
- 健康保険がきかない費用（入院時食事代、差額ベッド代、文書料等）は含まれません
- (注3) 詳細は、◆オリックスグループ健康保険組合HPより：健保の給付）医療費が高額になったとき をご確認ください



受診者は高額療養費等が支給される可能性があります  
「高額療養費・付加給付金支給申請書」に「領収書」を貼付のうえ、申請してください  
・「申請書」は◆オリックスグループ健康保険組合HPより：健保の給付）医療費が高額になったとき 手続きタグ 医療費助成制度を受けている方へ から入手してください

受診者は自己負担限度額までの負担で済んでいます  
当健康保険組合から付加給付金の支給はありません  
「限度額適用認定証のコピー（交付を受けた場合）」を添えて、お住いの市区町村へ医療費（自己負担分）の払戻し申請をしてください

！ お住いの市区町村へ申請するにあたって、保険給付金の証明が必要なときは「医療費のお知らせ」等（注4）が証明書の代わりとなります  
保険診療を受けた月の3～4か月後に、「医療費のお知らせ」等で保険給付金の支給有無をご確認ください  
（医療機関からレセプトの到着が遅れ、更に時間を要する場合がありますのでご了承ください）  
（注4）

- ・「医療費のお知らせ」、「給付金支給決定通知書」は、WEB医療費通知内で確認できます
- ◆オリックスグループ健康保険組合HPより：健保のしくみ）医療費のお知らせ をご確認ください